⑸　工期　平成25年７月31日まで。（全体工期約31ヶ月）
　なお、関連する設備工事は別途発注される予定である。
⑹　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。
⑺　本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者で、紙入札方式を希望する場合は、紙入札承諾願（様式任意）を発注者に提出しなければならない。電子入札は、文部科学省入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp/）の電子入札システムにより行う。
⑻　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、浜松医科大学理事から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人浜松医科大学契約事務取扱規程第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,250点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成12年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす全ての工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者
１）鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積10,000㎡以上の病院の新営又は改修工事
２）鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積4,000㎡以上の解体工事
②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積5,000㎡以上の病院、校舎、研究施設、庁舎、又は事務所の新営又は改修工事
⑸　共同企業体の構成員は、建築業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　①と同等以上の資格を有する者として、次の者であること。
・１級建築士の資格を有する者。
・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者。
　なお、配置予定技術者が監理技術者である場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有するもの。
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
③　元請として完成・引渡しが完了した、上記⑷の工事を施工した経験を有する者であること。
④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑿　競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成20年３月28日付け19文科施第507号文教施設企画部長送付）に基づく指名停止を受けていないこと。
⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
⒂　静岡県又は愛知県に建設業法に基づく本店、支店、又は営業所が所在すること。
⒃　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建築業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。
①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、評価項目毎に優（20又は10点）／良（10又は５点）／可（０点）／不適切（不採用）で評価する。
②　「工事全般の施工計画」に関しては提案の内容により、優(10点)／良(５点)／可(０点)／不適切（欠格）で評価する。
③　各評価項目の合計評価点数が最高の者に30点の加算を与える。それ以外の者の技術提案書については、各評価項目の合計評価点数に応じた点数を按分して、加算点とする。ただし、加算点が30点に満たない場合は各評価項目の合計評価点数を加算点とする。②において、「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。
④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。